

○防衛省告示第百六十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が令和五年八月二十九日次のとおり決定された。

令和五年八月三十一日

防衛大臣 浜田 靖一

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
一〇六八	千歳飛行場	千歳市	国有	土地…約五九、〇〇〇平方メートル	
			国有	建物…約三、三〇〇平方メートル	
			国有	工作物…門等	

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年九月二十一日から同年十月

六日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

航空自衛隊千歳基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約六〇、〇〇〇平方メートル

建物…約二、五〇〇平方メートル

工作物…囲障等

五二二三 大矢野原・霧島演

えびの市

国有

習場

国有

国有

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年十月十二日から同月三十一

日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊えびの霧島中演習場の施設の

一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用

ある施設及び区域として提供する。提供

期間中は、地位協定の関連ある条項が適

用される。

土地…約二二、〇〇〇平方メートル

建物…約六、二〇〇平方メートル

五二二五 健軍駐屯地

熊本市、熊本県菊池 国有

郡菊陽町、上益城郡 国有

益城町

国有

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年十月四日から同年十一月三

日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊健軍駐屯地及び陸上自衛隊高

遊原分屯地の施設の一部を、地位協定第

二条第四項(b)の適用ある施設及び区域と

して提供する。提供期間中は、地位協定

の関連ある条項が適用される。

土地…約四、九〇〇平方メートル

五一三〇 奄美駐屯地

鹿児島県大島郡瀬戸 国有

内町

国有

工作物・舗床等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年十月二十一日から同月二十

六日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊瀬戸内分屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘 要

三〇三五 習志野演習場 船橋市、八千代市 国有 土地・約一、九三五、〇〇〇平方メートル

国有 建物・約一一、〇〇〇平方メートル

国有 工作物・水道等

訓練施設として新規提供する。

使用期間・令和五年八月二十九日から同年九月十三日までの間

陸上自衛隊習志野演習場及び陸上自衛隊習志野駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。